

株式会社エルテス 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社エルテスと称し、英文では、Eltes Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した各種調査サービス、各種情報提供サービス、各種情報処理サービス
2. インターネットを利用した各種サービス及びコンテンツの企画、開発、制作、販売、仲介及びコンサルティング
3. セキュリティシステムに関する各種サービス及び情報の提供、運用及び管理支援、コンサルティング
4. データベース及び情報資産に関する解析・処理、運用管理支援、コンサルティング
5. コンピュータネットワークシステム及び情報ネットワークに関するエンジニアリング、運用管理支援、コンサルティング
6. アプリケーションソフトウェア及びコンピュータプログラムに関する企画、開発、制作、販売、賃貸、保守、管理
7. 情報通信業、インターネット関連事業及びベンチャー企業への投資に関する業務
8. マーケティング、広報及びテクノロジーに関する調査研究、コンサルティング
9. 講演、セミナーの開催、実施
10. 書籍、刊行物、デジタルコンテンツ、ウェブサイトの企画、編集、発行、配信、販売
11. 各種警備及び安全保障に関する業務
12. 各種警備、施設管理、情報セキュリティ及び安全保障に関する調査、研究、指導、助言、コンサルティング
13. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を岩手県紫波郡紫波町に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって

電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

(機関構成)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、17,600,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権利行使の手続き、その他株式に関する取扱いについては、法令又は本

定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役

(員数)

第18条 当会社の取締役は7名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第19条 当会社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

3 取締役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はほかの在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

(取締役の責任限定契約)

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第29条 当会社の監査役は4名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第30条 当会社の監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 監査役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

(監査役の責任限定契約)

第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(選任の方法)

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

(中間配当)

第42条 当社は取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をする

ことができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未交付の配当財産には利息をつけない。